

～子どものあゆみを支える～(愛・夢・未来)

三豊市 就学前教育・保育 総合計画



令和2年3月 三豊市

目 次

第1章	はじめに	1
1	策定の目的	1
2	計画の期間	1
3	計画の対象	1
4	関連計画	2
5	策定の方法	3
第2章	近年の社会動向	5
1	少子化による子どもの人口の減少	5
2	認定こども園の普及	6
3	幼稚園児の減少と保育所・認定こども園児の増加	7
4	子ども・子育て支援制度の創設	8
5	幼稚園教育要領・保育指針等の改定（改訂）	9
第3章	三豊市の現況	10
1	就学前児童の人口の推移と見込み	10
2	幼稚園・保育施設の児童数の状況	11
3	施設の立地状況	12
4	保育年齢、保育時間、通園・通所区域等の現況	15
5	施設の老朽化の状況	15
第4章	基本方針	16
1	子ども自身にとって最善の教育・保育を推進する	16
2	“ななつのたから”の理念を継承・発展させていく	17
3	0歳児から中学校までの学び・育ちをつなげる	18
4	『子育てするなら三豊が一番』を貫く	18
第5章	施設の規模と配置のあり方	19
1	適正と考えられる規模の想定	19
(1)	前提条件	19
(2)	適正と考えられる規模	21
2	配置のあり方	22
(1)	前提条件	22
(2)	配置のあり方	22

第6章 教育・保育の質の向上等の方策.....	23
1 地域ぐるみの施設運営の推進	23
(1) 前提条件	23
(2) 推進方策	23
2 特に配慮が必要な子どもへの支援の強化	24
(1) 前提条件	24
(2) 推進方策	24
3 子育て支援サービスの充実	25
(1) 前提条件	25
(2) 推進方策	25
4 食育の推進	26
(1) 前提条件	26
(2) 推進方策	26
第7章 人材の育成・確保の方策.....	27
1 計画的な職員の採用と育成	27
(1) 前提条件	27
(2) 推進方策	27
2 処遇改善の推進	28
(1) 前提条件	28
(2) 推進方策	28
3 公立・民間の協働による研修・研究の推進	29
(1) 前提条件	29
(2) 推進方策	29
参考資料.....	30

第 1 章 はじめに

1 策定の目的

三豊市には、令和元年5月現在、2,600人あまりの就学前児童がおり、34か所の幼稚園・保育施設で就学前教育・保育が行われています。これらの施設では、少子化の中、利用児童数が減少する施設がある一方で、手厚い保育体制が必要な低年齢児については待機児童も生じています。また、認定こども園の制度化や、子ども・子育て支援制度の施行など、法制度改正が進んでおり、長期的な視点で、施設の更新や、教育・保育を担う職員の育成・確保を進めていく必要があります。

「三豊市就学前教育・保育総合計画～子どものあゆみ（愛・夢・未来）を支える～」は、こうした背景のもと、本市で育つ子どもたちが、就学前の時期に、最善の教育・保育を受けられるよう、本市の就学前教育・保育の基本方針と、施設の規模と配置のあり方、教育・保育の質の向上等の方策、人材の育成・確保の方策を定めるものです。

2 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間とし、令和6（2024）年度に中間見直しを行います。

3 計画の対象

本計画は、就学前教育・保育を対象とします。

就学前児童は、学齢により0歳児から5歳児に区分します。0歳児は、その年度に満1歳に到達する児童で、同じく5歳児は、その年度に満6歳に到達し、翌年度に小学校に入学する児童です。

幼稚園、保育施設、認定こども園を就学前教育・保育施設と呼称し、本計画でその本市におけるあり方を検討します。

基本事項

幼稚園	3～5歳児を4時間を標準として教育し、心身の発達を助長する教育施設。多くの施設で、保護者の希望により、教育標準時間の前後や長期休業期間中に保育を行う「預かり保育」を実施している。
保育施設	共働き家庭などの保育の必要な0～5歳児を受け入れ、教育・保育を行う施設。職員配置等の基準を満たす認可施設と満たさない認可外施設があり、認可施設は定員20人以上の認可保育所、5人以上19人以下の小規模保育事業所等がある。事業所内保育施設も認可施設と認可外施設がある。本計画では、認可保育施設を「保育所等」と呼称し、認可外保育施設と区別する。
認定こども園	保育の必要性の有無にかかわらず、就学前の子どもを受け入れて、教育・保育を一体的に提供する施設。

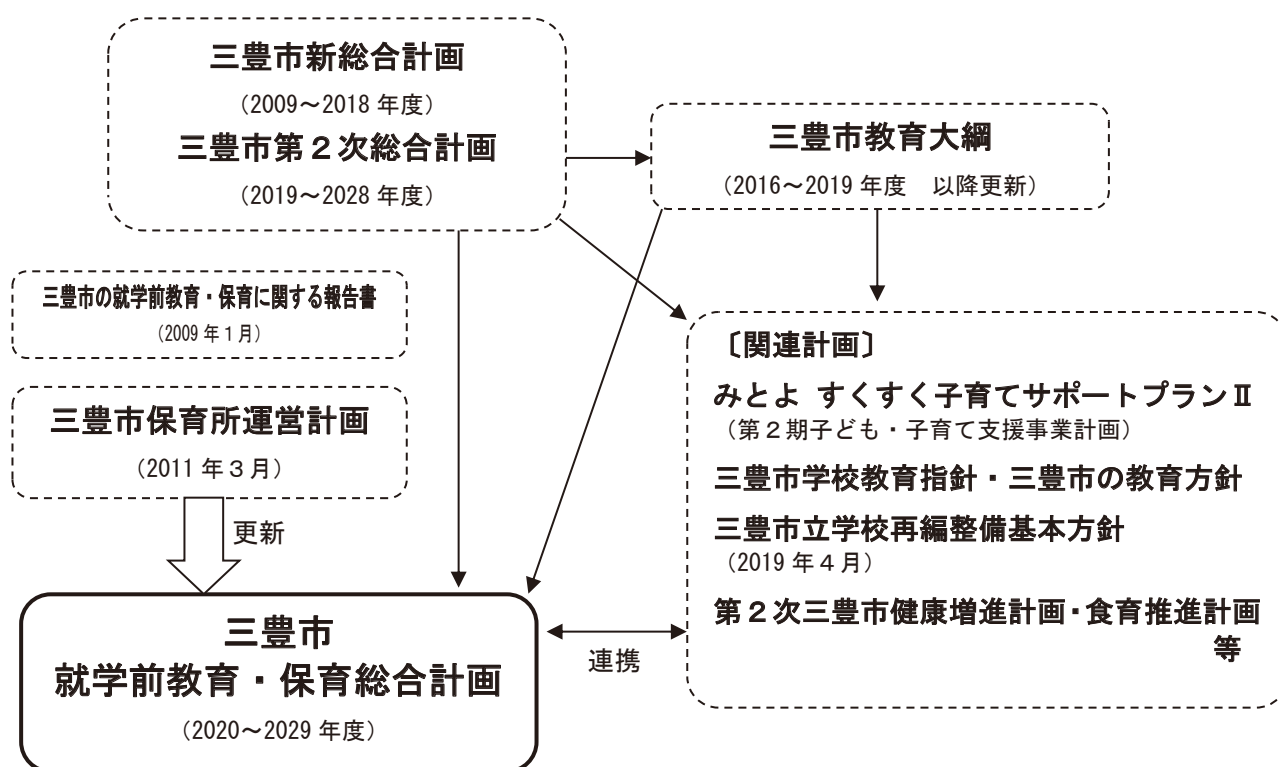
4 関連計画

「三豊市就学前教育・保育総合計画」は、市政の総合的な指針である「三豊市第2次総合計画」、教育行政の総合的な指針である「三豊市教育大綱」のもと、「みとよ すくすく子育てサポートプランⅡ（第2期子ども・子育て支援事業計画）」をはじめとする関連計画と整合を図りながら策定します。

就学前教育・保育のあり方については、本市では、平成20（2008）年6月に、三豊市就学前教育・保育検討委員会に「三豊市の就学前教育・保育及び子育て支援のあり方」、並びに「就学前の教育及び保育の振興」について諮問し、「三豊市の就学前教育・保育に関する報告書」のとりまとめを受け、平成23（2011）年3月には「三豊市保育所運営計画」を策定しています。

「三豊市就学前教育・保育総合計画」は、この「三豊市保育所運営計画」の後継計画としての性格も有します。

関連計画等の位置づけ



5 策定の方法

「三豊市就学前教育・保育検討委員会」を組織し、以下の日程で検討・協議を行いました。

検討委員会の経過

回	日時	議題・資料	意見の要旨
第1回	令和元年 5月30日 (木) 午後2時 ～4時	〔議題〕 ・現状報告 ・既存計画等の概要 〔資料〕 ・検討委員会について ・三豊市就学前教育・保育の現状について ・既存計画等の概要	◇幼稚園の子どもが減っているが、保育時間の面が大きく、18時半まで保育できる幼稚園であれば、保護者の選択肢にも入ってくると思われる。 ◇子どもたちの強い心を保育所等で育てられるような教育・保育や、食育が必要。三豊市の食育方針等がなければ、特色ある食育が薄れていくのではないかと。 ◇職員の気持ちを考えると、幼稚園、保育所といった垣根なく、0～5歳児を大括りでとらえ、その中で0～2歳児、3～5歳児と分けて考えるのが良い。 ◇幼稚園は通園区域があるため農業体験など地域教育がよく行えているが、保育所は対象地域が広いと、地域の協力がどこまでできているのか分からない部分もある。 ◇少人数で手厚く、先生の目が行き届きやすい方が良い。 ◇家庭保育者への支援方策も検討してほしい。
第2回	7月18日 (木) 午後2時 ～4時	〔議題〕 ・検討すべき事項の整理 〔資料〕 ・既存計画と現状との比較	◇公立施設と民間施設でお互いに切磋琢磨して、保育の質の向上に繋がれば良い。 ◇「ななつのたから」などこれまでの取組みで良い部分を一度集約し、三豊市らしい教育・保育を作っていく材料にするのが良いのではないかと。 ◇民営化のメリット・デメリットをもう少しオープンに保護者に知らせてくれれば、保護者の理解も広がるのでは。 ◇職員に負担がかからない形で、公立施設と民間施設の意見・情報交換の場を作っていただきたい。 ◇幼稚園・保育所と小学校の間での子どもの情報交換・情報共有が大切である。 ◇3歳児の預かり保育を実施していないため、保育所に利用が流れる例がみられる。 ◇「三豊市らしい保育とは何か」と考えたときに、「自然」が重要なのでは。
第3回	9月30日 (月) 午後2時 ～4時	〔議題〕 ・就学前教育・保育のあり方検討（グループワーク）	◇認定こども園化については、制度ありきではなく、質が大切である。 ◇公立と民営の差はなくなってきているのではないかと。 ◇公設民営の場合、保育の内容が保護者に分かるような工夫をすべきである。 ◇移住促進により、小規模幼稚園のある地区の人口確保策を推進すべきである。 ◇小学校に隣接した0～5歳児まで対応する認定こども園を作れば、子どもたちは分散することなく小学校に進学できる。 ◇公立幼稚園、保育所の園長（所長）会に、民間事業所の園長、所長にも参加していただく形にしてはどうか。 ◇新たな研修の場を設けることで、民間保育施設の職員が参加しやすい環境を作れるのではないかと。 ◇様々な指針、危機管理マニュアル等の作成にあたっては、公立と民間施設が協働で作成にあたるのが重要である。

回	日時	議題・資料	意見の要旨
第4回	11月26日 (火) 午前10時～11時30分	〔議題〕 ・就学前教育・保育に関する計画(仮称) 〔骨子案〕について	◇3歳児のクラスの適正規模は、幼稚園だけでなく、保育所でも1クラス20人以内とした方が良い。現実として受入人数が増える場合には、職員配置による柔軟な対応を行うという方向で良いのではないかな。 ◇公立保育所の土曜日の午後保育は、一部の施設だけでも実施を検討すべきである。 ◇計画案の療育・発達支援では、気になる子どもに対して、様々な施設がつながる仕組みづくりなど、記載内容を拡充すべきである。 ◇保育所に、施設的には余裕があるのに、保育士不足のために入所できないという話があるため、採用に力を入れてほしい。 ◇三豊市ならではの食育について、計画案にもっと記載していくべき。 ◇公民間、世代間の垣根を超えた研修体制など、未来へつなげていけるような職員研修の取組みを期待したい。
第5回	令和2年 1月27日 (月) 午前10時～11時30分	〔議題〕 ・就学前教育・保育に関する計画(仮称) 〔案〕について ・パブリックコメントについて	◇施設一覧に耐震改修が必要かどうかを記載したほうが良いのではないかな。 ◇図柄やイメージ図が入り、三豊の保育や食育の具体的な取組内容の記載が増えたことで、内容が分かりやすくなっている。 ◇外国人の子どもに対する配慮の記載がないので、どこかに記載してはどうか。 ◇療育・発達支援の強化の推進方策として、「三豊市発達障害等支援連携会議」などの具体的な内容を記載してはどうか。 ◇三豊らしい保育のあり方が計画に示されることで、これまでの保育の継承が期待できると感じる。 ◇カリキュラムの整合については、スタートカリキュラムの作成による滑らかな移行など、具体的な内容を記載したほうが良いのではないかな。
第6回	令和2年 3月23日 (月) 午後1時30分～午後3時10分	〔議題〕 ・パブリックコメント実施結果について ・就学前教育・保育に関する計画(仮称) 〔最終案〕について ・計画名について	◇知り合いから、三豊市は子育てしやすいという話を聞くことがあるが、この計画によって、更にそう思ってもらえるようになれば良いと思う。 ◇民間と公立で、三豊市全体で研修できる体制を検討していきたい。 ◇計画ができて終わりではなく、どう実践に向けて取り入れていくかが重要である。 ◇計画策定を通して、保護者だけでなく、市全体でいろいろな人が子育てのことを真剣に考えているのを実感した。 ◇今後は、保育の質を高めるために職員の連携が大切になると思う。 ◇パブリックコメントで民営化、認定こども園化に厳しい意見が出たのは、よく分からないからという理由もあると思う。計画概要版を広く配布し、市の考え方を周知することが重要ではないかな。 ◇たくさんの意見をもとに、この計画がまとまったと思う。ぜひこの計画がいい形で達成できるよう、取り組んで欲しい。

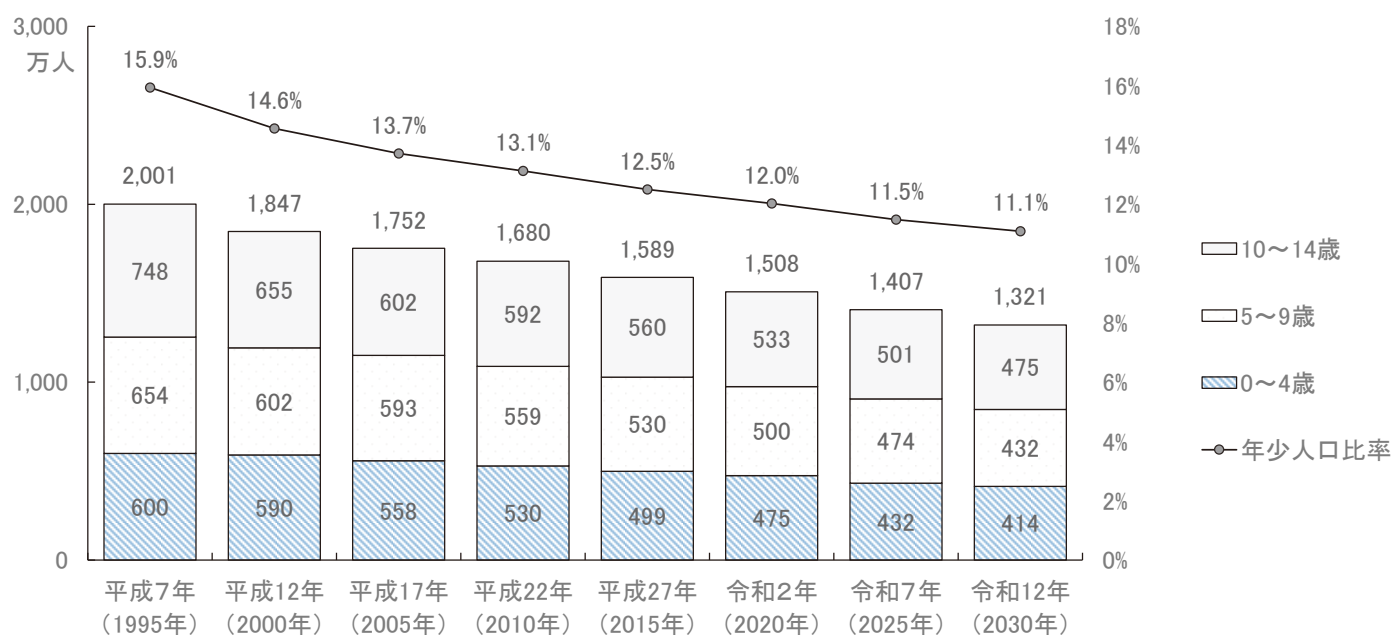
第2章 近年の社会動向

1 少子化による子どもの人口の減少

我が国では平成 20（2008）年をピークに総人口が減少する時代に突入しており、少子高齢化が年々進んでいます。

直近の平成 27（2015）年国勢調査によると、年少人口（0～14 歳人口）は 1,589 万人と 20 年間で約 400 万人減少しており、このままの傾向が続くとなると、令和 12（2030）年にはさらに 200 万人近くが減少するものと推計されています。

我が国の年少人口の推移と推計



資料：平成 27 年までは国勢調査。令和 2 年以降は国立社会保障・人口問題研究所の中位推計

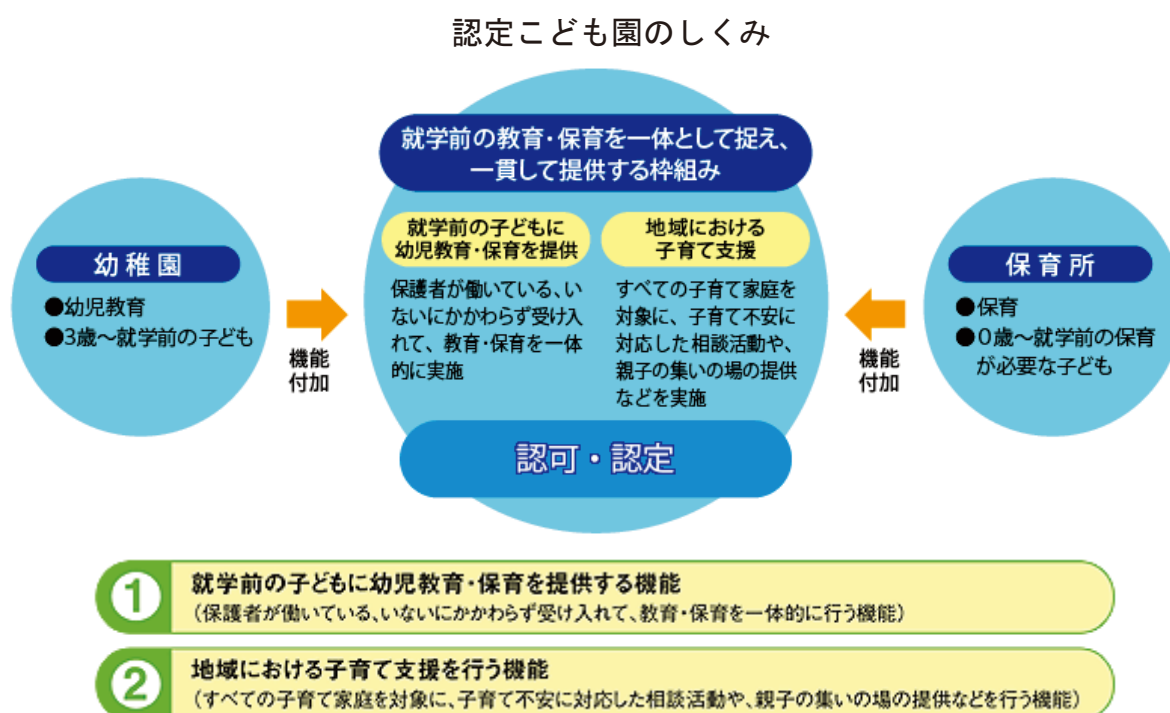
2 認定こども園の普及

平成 18 年 10 月から、幼稚園と保育所の両方の機能をあわせ持つ認定こども園が制度化されました。

制度開始からしばらくは、設置に際して、幼稚園と保育所の両方の認可を受けなければならないことが事業者の負担となり、全国に数百か所程度しかありませんでしたが、こうした規制が緩和されたことにより、普及が進んでいます。

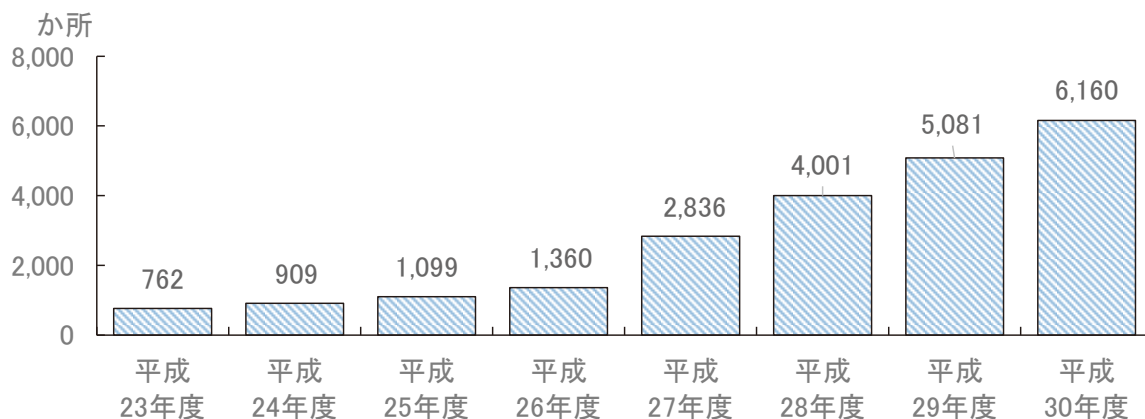
令和元年現在、全国に 6,000 か所あまり、県内には 33 か所の認定こども園がありますが、本市にはありません。

令和 2 年 4 月に、本市にも新しく認定こども園が開設されますが、幼保一体型施設のニーズは今後一層高まることが予想されることから、その普及を図っていくことが求められます。



資料：内閣府子ども・子育て本部

全国の認定こども園数の推移

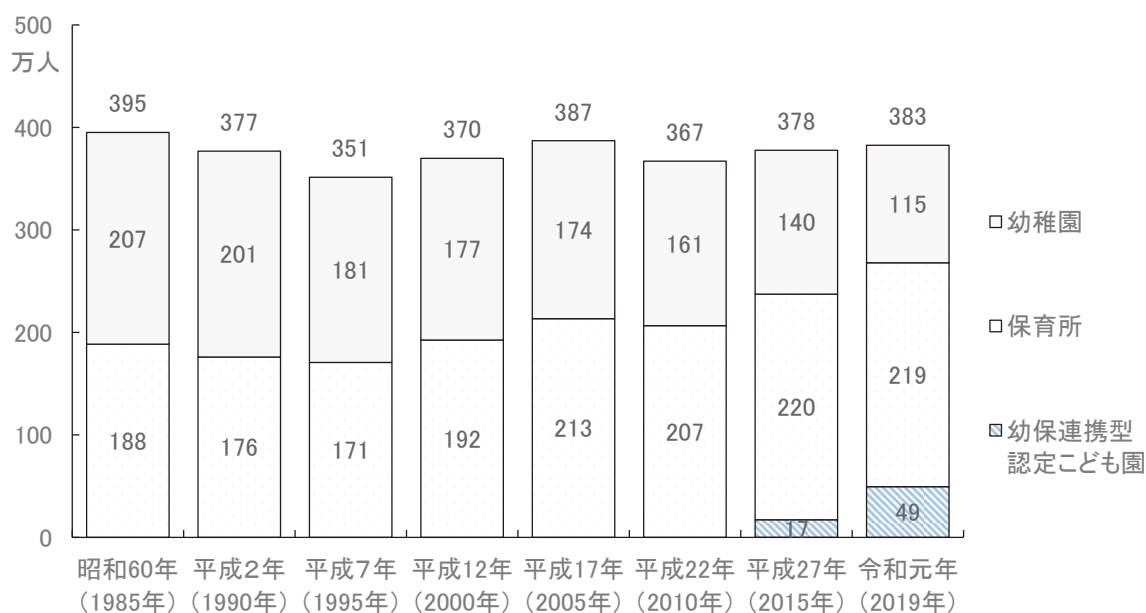


資料：内閣府子ども・子育て本部

3 幼稚園児の減少と保育所・認定こども園児の増加

全国の幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園の長期的な児童数の推移をみると、幼稚園の児童数は昭和 60（1985）年から一貫して減少する一方、保育所の児童数は堅調に増加しています。また、近年、幼保連携型認定こども園の児童数が急増しています。

全国の幼稚園・保育所・認定こども園の児童数の推移



資料：幼稚園は文部科学省「学校基本調査」。保育所、幼保連携型認定こども園は平成 22 年までは厚生労働省「児童福祉施設等調査」、平成 27 年からは厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ（平成 31 年 4 月 1 日）」。

※保育所には、へき地保育所、特定地域型保育事業のほか、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を含む。

※平成 22 年の認定こども園児童数は、幼稚園児童数または保育所児童数に含む。

4 子ども・子育て支援制度の創設

平成 27 年 4 月から、子ども・子育て支援法が施行されました。学校教育法、児童福祉法で規定されている幼稚園・保育所という施設で、子ども・子育て支援の給付を行うという考え方が導入され、市町村認可の「地域型保育給付」も制度化されました。

また、「保育の必要性の認定」制度が導入され、認定を受けた子どもを保育するための供給体制の確保が義務化されるなど、市町村の責任が強化されています。

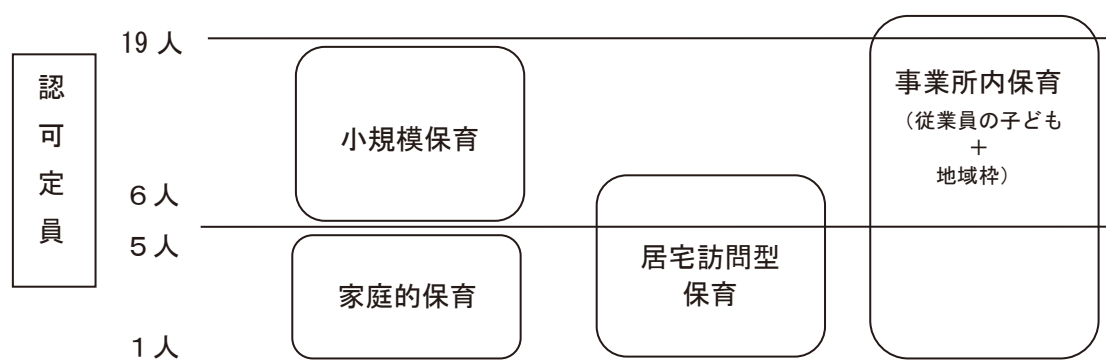
私立幼稚園が、新制度への移行か、従来からの私学助成・就園奨励費補助の支弁かを選択する仕組みであるなど、すべての就学前教育・保育施設が同法の制度に一元化されたわけではありませんが、市では、公立・民間、施設型給付・地域型保育給付など、多様な類型の施設や事業を活用し、就学前児童の教育・保育体制を確保していくことが求められています。

就学前教育・保育施設及び事業の類型

法区分	給付の区分		事業名
子ども・子育て支援法適用	子どものための教育・保育給付	施設型給付	1 公立幼稚園
			2 新制度への移行を選択する私立幼稚園
			3 公立認可保育所
			4 認定こども園
		地域型保育給付 (市町村が認可)	5 小規模保育
			6 家庭的保育
			7 居宅訪問型保育
			8 事業所内保育
	地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業など 14 事業	
子ども・子育て支援法適用外	私立認可保育所（委託費を支弁）		
	新制度への移行を選択しない私立幼稚園 （私学助成・幼稚園就園奨励費補助を支弁）		

※私立認可保育所は、「児童福祉法に基づき保育の実施義務を負う市が、私立認可保育所に保育を委託する」という仕組み。

地域型保育給付の位置づけ



5 幼稚園教育要領・保育指針等の改定（改訂）

就学前教育・保育施設は、国が定める幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿って、教育・保育が推進されています。これらは、平成 30 年に大幅に改定（改訂）され、はじめて保育所保育指針に、保育所保育における幼児教育の積極的位置づけが付されて、名実ともに、それぞれの施設の教育・保育内容が共通化されました。このため、就学前教育・保育施設の役割は、これまで以上に変化していくものと考えられます。

新しい教育要領・保育指針の項目の比較

幼稚園教育要領	保育所保育指針	幼保連携型認定こども園教育・保育要領
文部科学省	厚生労働省	内閣府
前文		
第 1 章 総則	第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 幼稚園教育の基本	1 保育所保育に関する基本原則	第 1 幼保連携型認定こども園における教育及び保育の基本及び目標等
第 2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」	2 養護に関する基本的事項	第 2 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画等
第 3 教育課程の役割と編成等	3 保育の計画及び評価	第 3 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項
第 4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価	4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項	
第 5 特別な配慮を必要とする幼児への指導	第 2 章 保育の内容	第 2 章 ねらい及び内容並びに配慮事項
第 6 幼稚園運営上の留意事項	1 乳児保育に関わるねらい及び内容	第 1 乳児期の園児の保育に関するねらい及び内容
第 7 教育課程に係る教育時間の終了後等を行う教育活動など	2 1 歳以上 3 歳未満児の保育に関わるねらい及び内容	第 2 満 1 歳以上満 3 歳未満の園児の保育に関するねらい及び内容
	3 3 歳以上児の保育に関するねらい及び内容（注 1）	第 3 満 3 歳以上の園児の教育及び保育に関するねらい及び内容
	4 保育の実施に関して留意すべき事項	第 4 教育及び保育の実施に関する配慮事項
第 2 章 ねらい及び内容	第 3 章 健康及び安全	第 3 章 健康及び安全
健康	1 子どもの健康支援	第 1 健康支援
人間関係	2 食育の推進	第 2 食育の推進
環境	3 環境及び衛生管理並びに安全管理	第 3 環境及び衛生管理並びに安全管理
言葉	4 災害への備え	第 4 災害への備え
表現	第 4 章 子育て支援	第 4 章 子育ての支援
第 3 章 教育課程に係る教育時間の終了後等を行う教育活動などの留意事項	1 保育所における子育て支援に関する基本的事項	第 1 子育ての支援全般に関わる事項
	2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援	第 2 幼保連携型認定こども園の園児の保護者に対する子育ての支援
	3 地域の保護者等に対する子育て支援	第 3 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援
	第 5 章 職員の資質向上	
	1 職員の資質向上に関する基本的事項	
	2 施設長の責務	
	3 職員の研修等	
	4 研修の実施体制等	

（注 1）これまでの保育指針では、すべての年齢を通じた共通の記載となっていたが、3 歳以上児のねらいの項目を設けて、内容も幼稚園教育要領と共通化された。

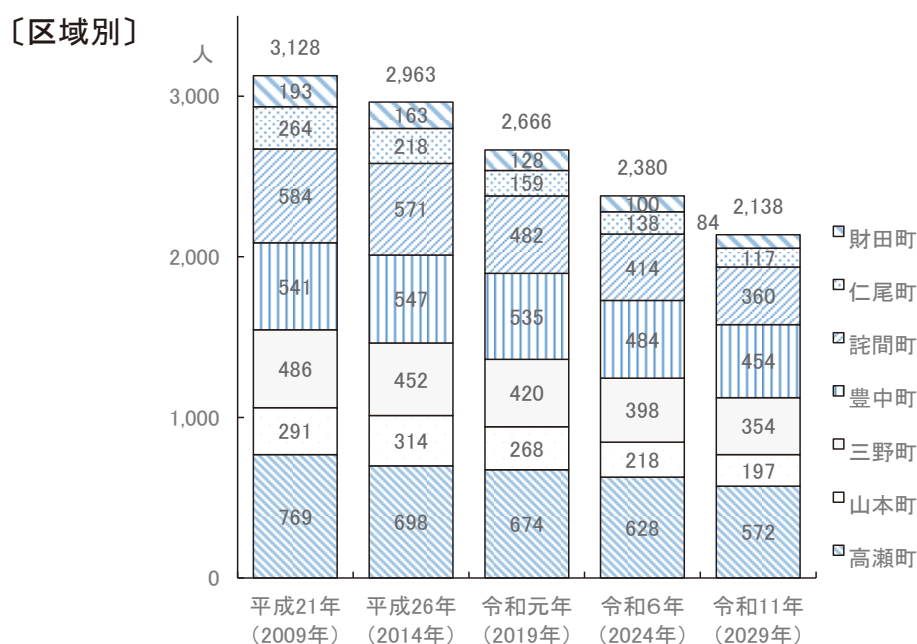
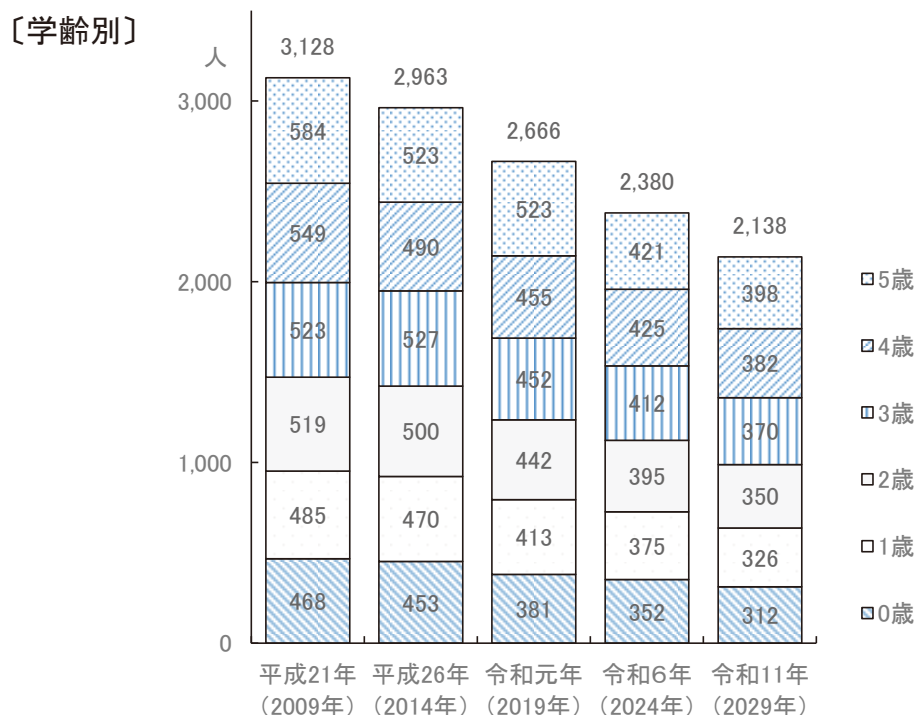
（注 2）認定こども園のうち、幼稚園型は幼稚園教育要領に基づき、保育所型は保育所保育指針に基づき、教育・保育を行う。

第3章 三豊市の現況

Ⅰ 就学前児童の人口の推移と見込み

本市の0～5歳児は過去10年間で500人近く減少しています。子育て世帯が住みやすい環境整備や産業振興など、本市の市民一人ひとりが一丸となり、豊かさを実感できるまちづくりや人口確保策を進める必要がありますが、過去の人口推移をもとに、今後10年間の就学前児童の人口を推計すれば、以下のとおりとなります。

本市の就学前児童の人口の推移と見込み



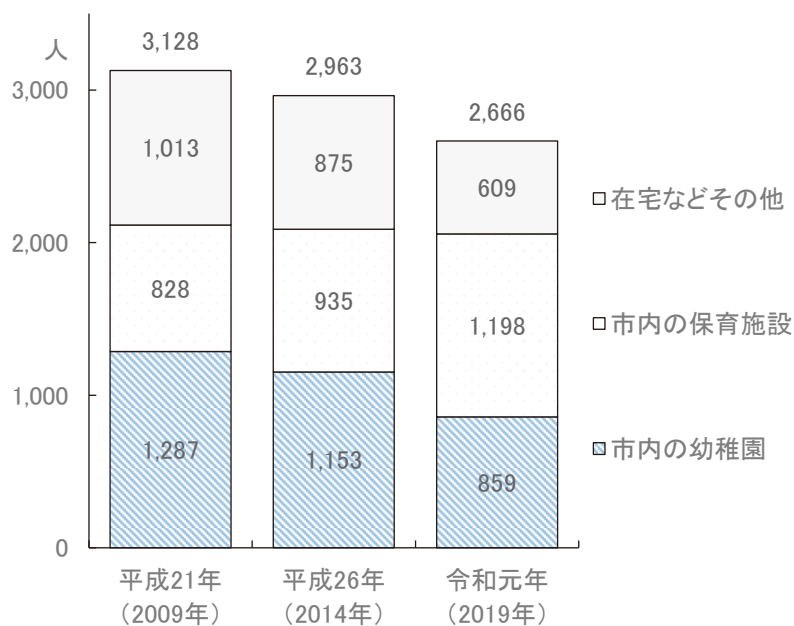
※各年4月現在

2 幼稚園・保育施設の児童数の状況

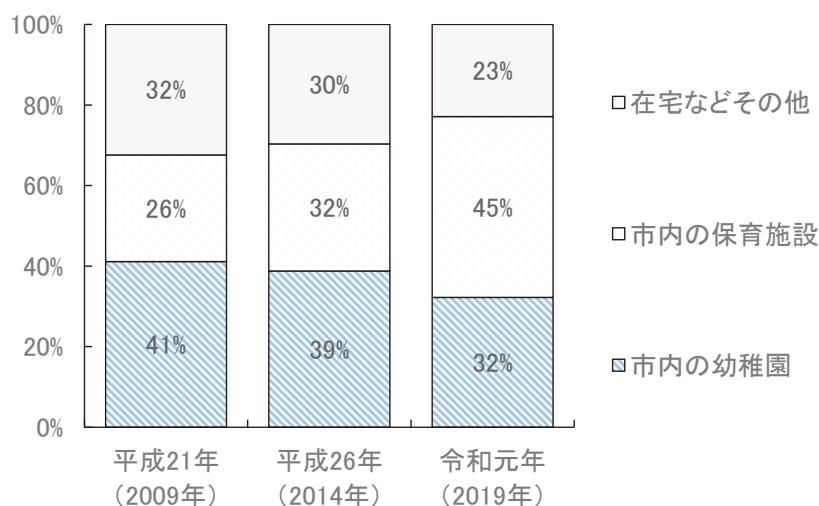
本市では、全国的な動向と同様に、幼稚園の児童数が過去 10 年間で 3 割以上減少する一方、保育施設の児童数は 5 割近く増加しています。また、全児童に対する保育施設（市内のみ）の入所者の構成比が令和元年度には 45% まで上昇し、どこにも通園（通所）していない子どもの割合が大きく低下しています。

本市の 0～5 歳児の利用施設等の内訳

〔人数〕



〔構成比〕



※保育施設は 4 月 1 日現在。幼稚園は 5 月 1 日現在。

※三豊市外の幼稚園、保育所、認定こども園等を利用している児童が 10 人程度いるが、制度改正により過去にさかのぼって比較するデータがないため、ここでは「在宅などその他」にカウントしている。

3 施設の立地状況

令和2年3月現在、三豊市には18か所の幼稚園、16か所の保育施設があります。

幼稚園はすべて、保育施設も16か所のうち10か所を市で設置しています。

これは、幼稚園や保育所が我が国で普及していった昭和の時代に、本市内では、大都市部のように民間施設の参入が進まなかったこと、児童福祉法により市町村に保育の第一義的な実施義務が定められていることなどによります。

また、香川県内の市町村では、他のいくつかの先進県と同様に、小学校区ごとに公立幼稚園を設置し、幼児教育の充実を図るという施策を進め、三豊市の前身である旧7町はすべて、その方針をとってきたことも理由の一つです。

現在、幼稚園は、7区域ごとに1～5か所あり、豊中区域以外は、小学校に隣接または近接する小学校附属型として運営しています。

豊中区域では、小学校は複数あるものの、幼稚園1か所・保育所1か所体制として施設を隣接させ、0～2歳児は豊中保育所、3～5歳児は豊中幼稚園を利用するという体制をとっており、このため、豊中幼稚園は、定員が340人と、他の幼稚園の50～190人と比較し、多くなっています。

公立幼稚園の一覧

区域名	施設名	建物面積 (㎡)	土地面積 (㎡)	建築年月	築経過 年数	建物構造	定員 (人)
高 瀬	1 上高瀬幼稚園	783	973	昭和53年12月	40	RC造	140
	2 勝間幼稚園	678	2,366	昭和56年2月	38	RC造	110
	3 比地二幼稚園	651	2,373	平成7年3月	24	木造	110
	4 二ノ宮幼稚園	486	2,674	昭和60年1月	34	RC造	80
	5 麻幼稚園	885	1,471	昭和52年12月 (平成5年2月)	41	RC造	160
山 本	6 辻幼稚園	551	2,433	昭和62年2月	32	RC造	80
	7 河内幼稚園	382	1,517	昭和57年3月	37	RC造	80
	8 大野幼稚園	590	2,436	平成3年2月	28	RC造	80
	9 神田幼稚園(休園中)	415	1,504	昭和57年3月	37	RC造	80
三 野	10 大見幼稚園	857	4,651	昭和58年1月	36	RC造	110
	11 下高瀬幼稚園	752	2,955	昭和52年12月	41	RC造	110
	12 吉津幼稚園	832	4,275	昭和56年3月	38	RC造	110
豊 中	13 豊中幼稚園	2,941	14,621	平成13年6月	17	S造	340
詫 間	14 松崎幼稚園	531	2,886	昭和48年3月	46	S造	110
	15 詫間幼稚園	1,181	2,827	平成7年1月	24	RC造	190
仁 尾	16 平石幼稚園	1,141	5,160	平成元年1月	30	RC造	160
	17 曾保幼稚園	402	928	昭和57年12月	36	RC造	50
財 田	18 財田幼稚園	825	2,249	昭和55年3月	39	RC造	140

保育施設は、公立保育所が7区域に1～3か所ずつあります。豊中保育所、仁尾保育所、財田保育所の3保育所は幼稚園に隣接しており、このうち財田区域においては、幼稚園・保育所を幼児教育センターとして一体的に運営し、幼保一体化施策を進めてきました。また、指定管理者制度を導入した公設民営の保育所が2か所あります。

さらに、山本区域では、4幼稚園を統合した幼稚園型認定こども園を令和2年4月に開園し、その隣接地に、0～2歳児を対象とする山本保育所を令和3年4月までに移転開所する予定です。

公立保育所の一覧

区域名	施設名		建物面積 (㎡)	土地面積 (㎡)	建築年月	築経過 年数	建物構造	定員 (人)
高 瀬	1	高瀬中央保育所	1,781	8,477	平成6年3月	25	木造一部 RC造	140
	2	高瀬南部保育所	1,176	4,278	平成29年3月	2	S造	120
山 本	3	山本保育所	1,292	4,136	昭和54年3月	40	RC造	120
三 野	4	三野保育所	2,273	9,065	平成26年1月	5	S造一部 RC造	160
豊 中	5	豊中保育所	1,365	4,734	平成8年3月	23	RC造	120
詫 間	6	松崎保育所	742	2,329	昭和55年3月	39	RC造	90
	7	詫間保育所	923	4,585	平成3年3月	28	RC造	120
	8	須田保育所	673	2,612	昭和57年2月	37	RC造	70
仁 尾	9	仁尾保育所	1,134	2,796	平成11年12月	19	RC造	90
財 田	10	財田保育所	981	3,453	平成10年3月	21	RC造	70

※指定管理者制度により、平成29年4月から高瀬南部保育所、平成30年4月から松崎保育所を民間運営委託している。

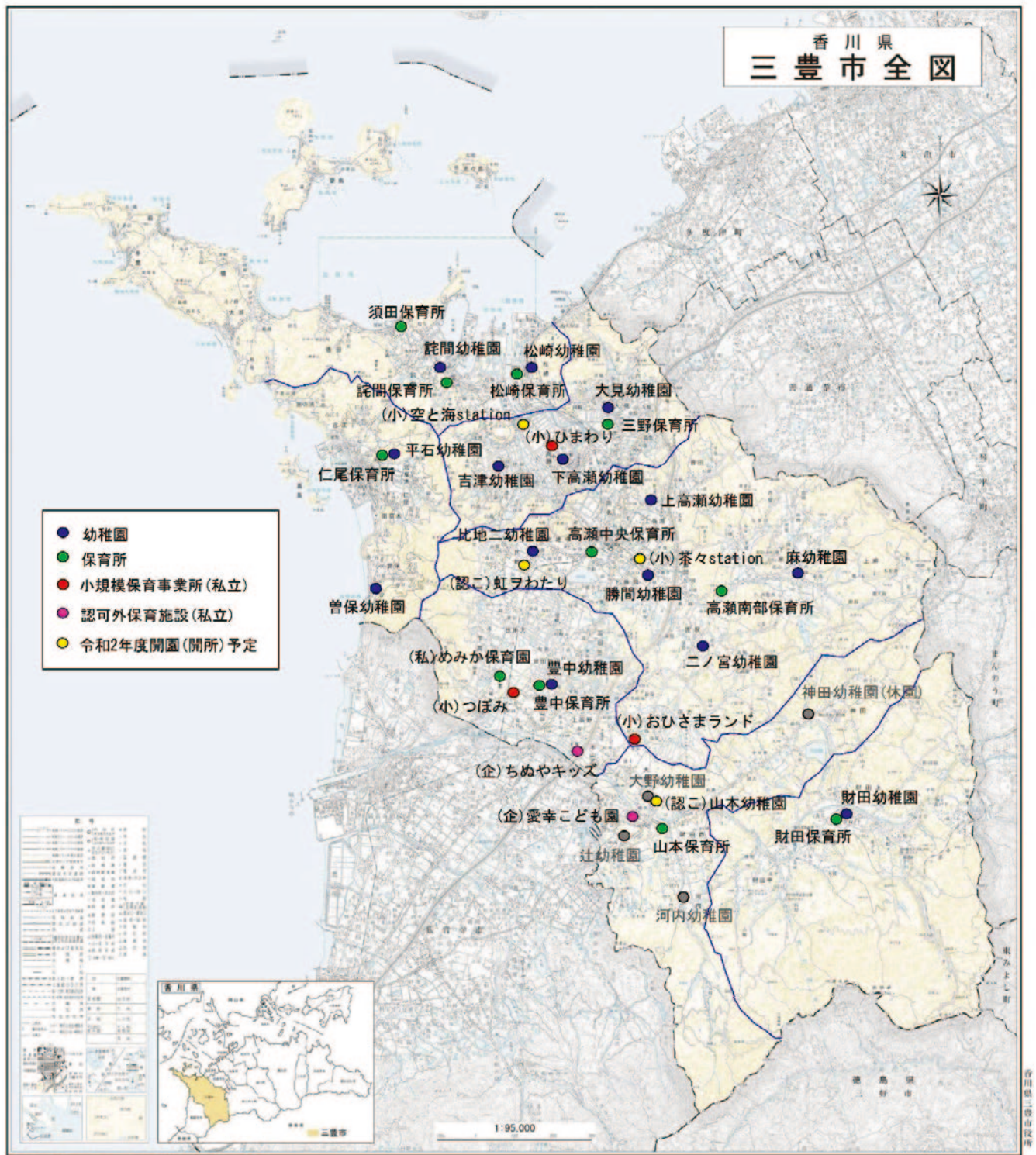
民間の認可保育施設は、本市においては平成28年開設の小規模保育園つぼみが最初で、その後、計4施設が設置されています。令和2年度には、本市で初めてとなる幼保連携型認定こども園など、新たに3施設が開設される予定です。

市内の認可保育施設（民設民営）の一覧

区域名	施設名		開設年月日	定員（人）
豊 中	1	めみか保育園	平成29年4月1日	60
豊 中	2	小規模保育園つぼみ	平成28年6月1日	12
高 瀬	3	小規模保育園おひさまランド	平成29年12月1日	12
三 野	4	小規模保育園ひまわり	平成30年4月1日	18
高 瀬	5	幼保連携型認定こども園虹ヲわたり	令和2年4月1日（予定）	60（予定）
高 瀬	6	スマはび保育園 茶々station	令和2年4月1日（予定）	19（予定）
三 野	7	スマはび保育園 空と海 station	令和2年6月1日（予定）	19（予定）

※このほか、認可外保育施設であるが、企業主導型保育施設が2か所（愛幸こども園（山本）：平成29年4月開設、ちぬやキッズ（豊中）：平成30年11月開設）ある。企業主導型保育施設とは、事業所内保育施設のうち、厚生年金保険料とあわせて徴収される事業主拠出金を財源に整備されたもの（平成28年4月から制度開始）で、従業員及び地域の子どものみを保育する施設。

就学前教育・保育施設の立地



4 保育年齢、保育時間、通園・通所区域等の現況

公立幼稚園や公立保育所、民間保育施設は、制度の歴史的な経過や施設の立地、運営主体の方針などから、保育年齢（学齢）、保育時間、通園・通所区域等の状況に違いがあります。

合併後、本市では、可能な限り、差が生じないように、制度の充実・同一化に努めてきましたが、現在もいくつかの点で相違があり、その解消が求められます。

保育年齢・保育時間・通園区域等の現況

	公立幼稚園	公立保育所	民間保育施設
保育年齢 (学齢)	3～5歳児	8か月～5歳児 ※一部異なるところ 豊中保育所 ：8か月～2歳児 須田保育所 ：1～5歳児 財田保育所 ：8か月～3歳児	小規模保育施設以外 ：3か月～5歳児 小規模保育施設 ：2・3か月～2歳児
保育時間	7:30～14:00 (預かり保育により18:00まで。ただし18園中6園で3歳児の預かり保育未実施)	保育標準時間認定 7:30～18:30 保育短時間認定 8:30～16:30	公立保育所と同じ (一部施設で7:00～19:00の延長保育)
土曜保育	なし	7:30～12:30 (高瀬南部保育所・松崎保育所は18:30まで)	7:30～18:30
通園・通所区域	原則小学校区 (ただし豊中区域は5小学校区で1園)	制限なし	制限なし
給食	あり (給食センターまたは小学校調理場で調理。ただし財田幼稚園のみ施設内調理)	施設内調理	施設内調理

5 施設の老朽化の状況

「3 施設の立地状況」の幼稚園、保育施設の一覧表によると、幼稚園は、松崎幼稚園の築46年を筆頭に、建築から長期間を経過した建物が多く、18施設中14施設が築30年以上経過しています。

一方、公立保育所は、平成29年に建替えを行った高瀬南部保育所をはじめ、築30年未満の比較的新しい建物が多くなっていますが、築30年経過施設も10施設中3施設あります。民間保育施設は、概ね築5年以内の建物です。

旧耐震基準で建てられたすべての就学前教育・保育施設について、耐震診断および耐震補強工事を実施していますが、安全な教育・保育環境を確保するために、老朽化が進む施設の必要な改修や更新を行っていく必要があります。

第4章 基本方針

第1～3章でみた社会動向や本市の現況、検討委員会での協議内容などをふまえ、本市の就学前教育・保育の基本方針を以下の通り定めます。

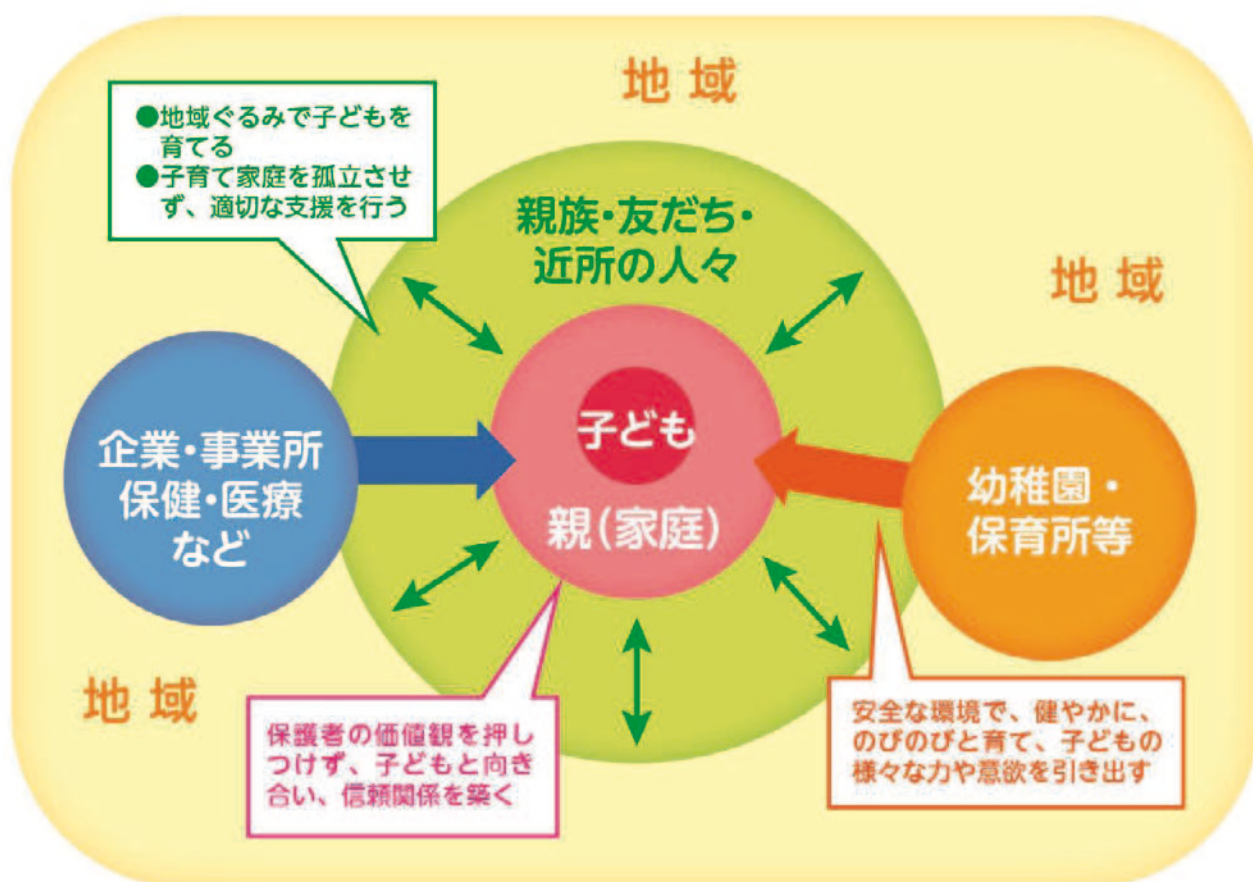
Ⅰ 子ども自身にとって最善の教育・保育を推進する

教育・保育施策を決定するのは大人ですが、大人が良いと考える施策が子ども自身にとって最善であるとは限りません。

例えば、保護者のニーズに沿って、延長保育や低年齢児保育など、保護者の就労と子育ての両立のための制度を拡充することにより、家庭で親子が向き合い、健全な親子関係を構築するための時間は減ってしまいます。

乳幼児期は、人間の一生のうちで心身共に最もめざましく発達し、人間形成の基礎を培う大事な時期であり、就学前教育・保育施設は、子ども自身の視点を尊重しながら、その子にとって、最もふさわしい時期に、ふさわしい形で、いわば「子ども尊重」で教育・保育を推進していくことに努めます。

「子ども尊重」での教育・保育の推進のイメージ



2 “ななつのたから”の理念を継承・発展させていく

“ななつのたから”は、三豊保育研究会・三豊市幼稚園研究会が、平成25年に、7町のたからである豊かな自然環境、継承されてきた伝統文化、温かい地域人材等を取り入れ、保育することによって、子どもたちの心身を耕し、豊かに育み、たくましく未来に向かって羽ばたく姿を描いたものです。

策定に携わった公立幼稚園、公立保育所、子育て支援センターの職員は、日々の教育・保育活動の中で、絶えず読みかえし、理念の共有を図ってきました。

この間、市内には、民間の保育施設があいついで設立されていますが、“ななつのたから”の理念を共有し、ともに三豊市の教育・保育の充実に協力したいという声が上がっており、公立・民間の垣根をなくした研修・研究の機会を拡充するなど、三豊市全体での施設間の連携を強化し、“ななつのたから”に象徴される本市の教育・保育理念の継承・発展を図っていきます。

三豊子育ての道しるべ “ななつのたから”

三豊子育ての道しるべ

ななつの たから



三豊保育研究会・三豊市幼稚園研究会

私たち保育者の思い

- ありのままを笑顔で受け止めよう
- ともに遊び、ともに楽しもう
- やさしいまなざし・温かい愛で包もう
- 育ちの芽・学びのある遊びを追求していこう
- 三豊の自然をたっぷりと
- 三豊の人と手をつなぎ
- 三豊の未来を拓く子どもを育てよう

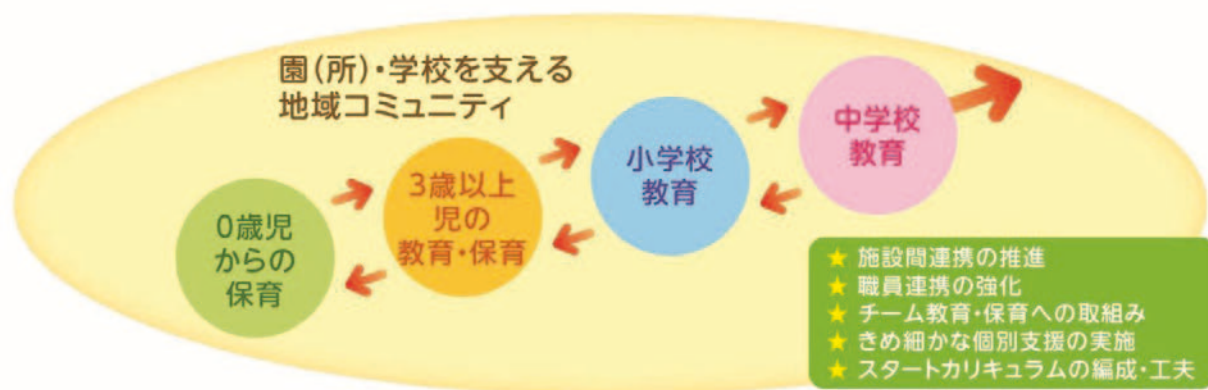
3 0歳児から中学校までの学び・育ちをつなげる

本市では、0歳児から身近な地域で保育を受けられる体制を整備し、小学校と密接に連携を取りながら、0歳児からの保育が、3歳児からの教育・保育、小中学校の教育へとつながる一貫した教育・保育をめざします。

特に、本市は、合併前から旧7町それぞれ公立幼稚園を設置し、幼児教育に力を入れてきました。こうした歴史を踏まえ、今後も施設区分、官民間問わず、いずれの就学前教育・保育施設においても、充実した幼児教育が受けられる体制づくりを推進するとともに、その効果的な推進のため、認定こども園制度の活用も検討していきます。

また、乳幼児期から中学生にかけての教育の一貫性を確保するため、一人ひとりの個性を認め、特別支援の必要性を把握し、加配職員の配置等必要な支援を進めるなど、施設間の連携を深めていきます。

0歳児から中学校までの一貫教育・保育



4 『子育てするなら三豊が一番』を貫く

本市では、『子育てするなら三豊が一番』を合言葉に、子育て支援の充実に努めてきました。

子育て支援の核となる幼稚園、保育施設については、市民の利便性を高めるため、可能な限り区域や施設間での子育て支援サービスの格差を解消するよう努めてきましたが、完全には解消できていません。また、平成27年度からは、低年齢児を中心に、一部の保育施設で待機児童も生じている状況です。

こうした課題を解決するためには、教育・保育を担う人材の育成・確保による組織の強化が最も重要であると考えられます。人材の育成・確保にあたっては、教育・保育の公益的役割を重視し、公立施設を中心に組織強化に努める一方で、市民の利便性をより高めるため、民間事業者の教育・保育施設運営への参入も促進していきます。

第5章 施設の規模と配置のあり方

第4章の基本方針をもとに、就学前教育・保育施設の規模と配置のあり方を以下の通り定めます。

Ⅰ 適正と考えられる規模の想定

(Ⅰ) 前提条件

就学前教育・保育施設の適正規模は、職員の配置基準や、施設の利用可能人数、集団・クラス編成の最適規模、財政面での効率性など多様な要素に起因します。

職員の配置基準は、国の基準においては、幼稚園は児童 35 人に対して教諭 1 人以上、認可保育所は 4 歳児・5 歳児なら児童 30 人に対して保育士 1 人以上などとなっていますが、実際のクラス運営では、保育補助の職員が配置されることも多く、職員さえ確保できれば、適正規模を検討するうえで、クリアできない課題が生じることは少ないと考えられます。

教育・保育施設の職員配置や施設面積の最低基準

項目	幼稚園	認可保育所	認定こども園	小規模保育 (A型・B型)
定員	規制なし	20人以上	20人以上	19人以下
職員配置 基準	1学級 35人につき 1人の学級担任(幼稚園教諭資格必要)	乳児：3人に保育士1人 1～2歳児：6人に保育士1人 3歳児：20人に保育士1人 4歳以上児：30人に保育士1人	0～2歳児認可保育所と同じ。 3～5歳児は短時間利用児は35人につき1人、長時間利用児は認可保育所と同じ	認可保育所の配置基準+1人
施設の 面積基準	1学級 180㎡、2学級 320㎡、3学級以上は1学級につき100㎡増	乳児室またはほふく室： 0歳児および1歳児1人あたり 3.3㎡ 保育室等： 2歳児以上1人あたり 1.98㎡ 等	園舎の面積(3歳未満児の保育の用に供する部分を除く)は、幼稚園と同じ。 乳児室は1人あたり 1.65㎡、ほふく室、保育室、遊戯室は認可保育所と同じ。 等	認可保育所と同じ

資料：文部科学省「幼稚園設置基準」、厚生労働省「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」、内閣府「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」

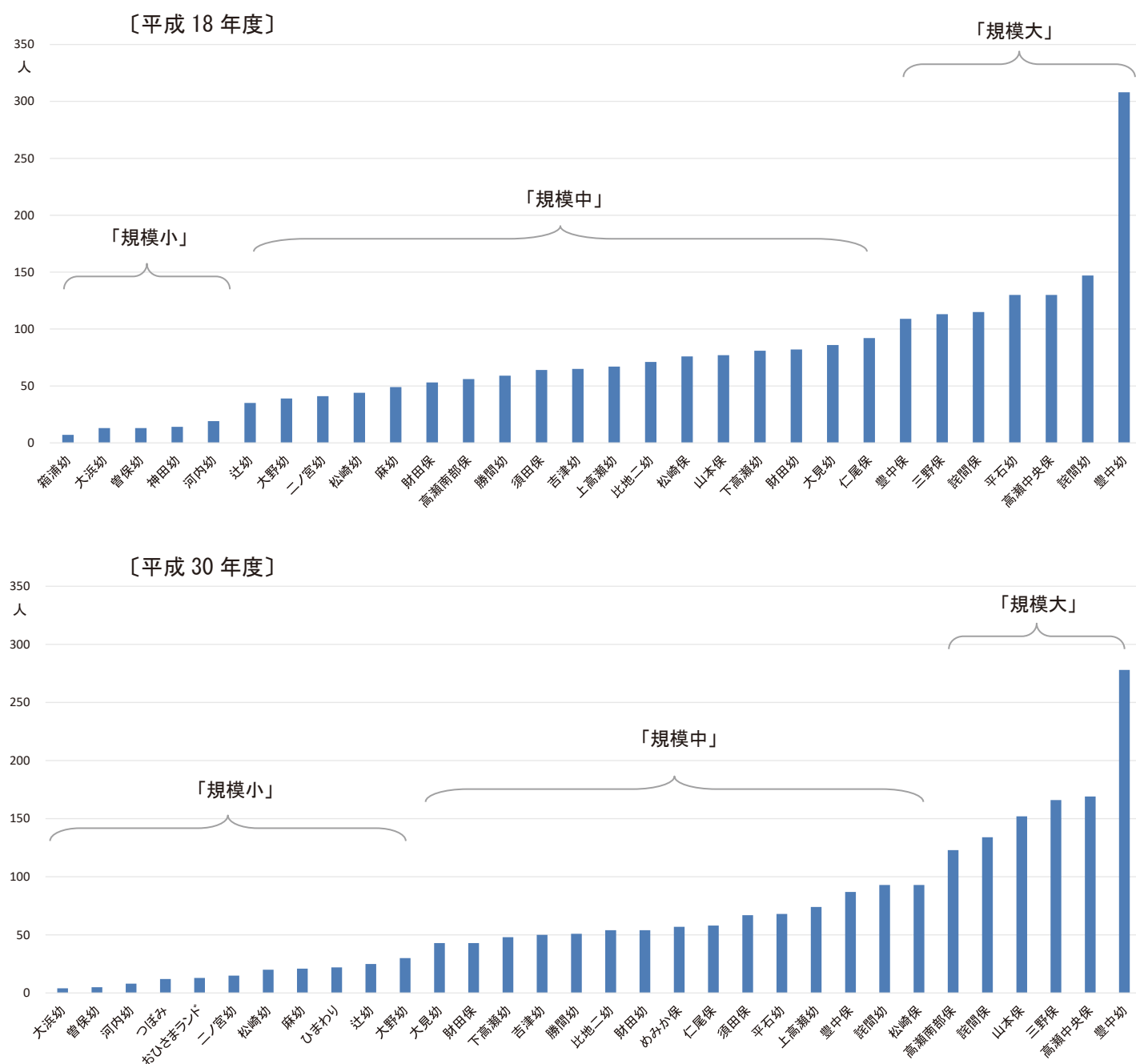
次に、施設の利用可能人数については、施設ごとに面積基準が存在しますが、十分なスペースが確保できない都会と異なり、本市では、適正規模を検討するうえで、課題となることは少ないと考えられます。

集団・クラス編成の規模については、少人数の方がゆったり落ち着いた気持ちで過ごせる、多人数では、集団の中でコミュニケーション能力がより育まれるなど、それぞれの特徴を考慮したうえで、子どもにとって最適・最善な状態を考える必要があります。

平成 18 年度と平成 30 年度の市内の就学前教育・保育施設の利用者数を規模別に比較すると、利用者 30 人未満の「規模小」が 5 施設から 11 施設に増え、40 人以上 100 人未満の「規模中」が 18 施設から 15 施設に減り、100 人以上の「規模大」が 7 施設から 6 施設に減少しています。

「規模小」の中には、もともと小規模定員を前提とした施設もありますが、全体的には、少子化による入園（所）児童の減少が進んでおり、既存の公立幼稚園、公立保育所を統廃合して、財政面の効率性を高める必要性も上がってきていると言えます。

各教育・保育施設の利用者数



※幼稚園は 5 月 1 日現在。保育施設は年度末現在（途中入所による増加を考慮）。

(2) 適正と考えられる規模

本計画では、幼稚園、保育所、認定こども園等の適正規模を、子どもが集団生活の中で学び、育っていくうえで適正と考えられる１クラス（１部屋）あたりの子どもの人数をもとに定めます。

０歳児は１部屋 10 人以下、１歳児は１部屋 15 人以下、２歳児は１部屋 20 人以下、３歳児は１クラス 5 人以上 20 人以内、４～５歳児は１クラス 5 人以上 30 人以内と想定します。

０～２歳児は、小規模な保育施設で学齢ごとの職員複数配置が難しい場合も含め、部屋ごとの職員複数配置を基本とし、安全を最優先に、余裕のある職員配置に努めていきます。

適正な規模の１部屋あたりの上限は、配置基準 3：1 の０歳児については、１乳児室（ほふく室）あたり 10 人以下をめざし、配置基準 6：1 の１～２歳児については、１保育室（ほふく室）あたり 1 歳児は 15 人以下、２歳児は 20 人以下をめざします。

３～５歳児は、集団での教育・保育の効果が発揮されるよう、１クラス 5 人以上を原則とするとともに、上限を国基準より低く設定することで、大規模園においても、充実した教育・保育環境を維持します。

なお、これらの１クラス（１部屋）あたりの適正な規模は、市が望ましいとする考え方を示したものであり、各施設で個別事情に応じ、入園（所）者を受け入れることを阻害しないものとします。

また、１施設あたりの適正な規模については、「三豊市の就学前教育・保育に関する報告書」の考え方を引き継ぎつつ、３～５歳児の保育所利用が増えている現状や、小規模保育施設の新規開設なども踏まえ、各施設の定員を基準に、入園（所）申込みに対して柔軟な対応を行っていきます。

ただし、大規模施設については、民間保育施設などの近隣施設の受入体制を拡充することで子どもの分散を図るとともに、小規模施設については、統合や認定こども園化を検討することで、適正な規模に近付けるような取組みを進めていきます。

就学前教育・保育施設の適正規模

- ◇ ０歳児は１部屋 10 人以下
- ◇ １歳児は１部屋 15 人以下
- ◇ ２歳児は１部屋 20 人以下
- ◇ ３歳児は１クラス 5 人以上 20 人以内
- ◇ ４～５歳児は１クラス 5 人以上 30 人以内
- ◇ １施設あたりの適正規模に近付けるような取組みを推進

2 配置のあり方

(1) 前提条件

本市には、定員 12 人の小規模保育施設から、定員 340 人の大規模幼稚園まで、規模や機能が様々な就学前教育・保育施設が 30 か所以上立地し、歴史的な経緯から 7 区域や小学校区を基本的な単位として、教育・保育が行われています。

幼稚園、保育所、認定こども園といった施設区分があることや、老朽化が進む施設があること、民間保育施設が増えつつあること、少子化による児童数減と待機児童の発生が同時に起こっていることなどをふまえながら、就学前児童の人口見込みなども考慮し、長期的な視点で、最適な配置を進めていく必要があります。

(2) 配置のあり方

本市の施設配置は、3～5 歳児の幼児教育を、7 区域で格差なく高い水準で受け続けられることと、0～2 歳児に身近な地域で手厚い保育が行われることを最優先していきます。

その上で、0～5 歳児は、同一施設または並立施設で一貫した教育・保育を受けることが望ましいこと、5 歳児が小学校に上がる際の教育・養育に関する連続性が保たれていることに、十分配慮していくよう努めます。0～2 歳児のみを保育する小規模保育施設は、3 歳児に上がる際に入園（所）する施設との連携に配慮していきます。

官民の役割分担については、本市が幼児教育、保育の第一義的な実施主体であるという前提のもと、本市がめざす理念を共有でき、教育・保育の質を保つことができる優れた民間事業者の力を借りながら、教育・保育を推進していきます。

0～5 歳児に一貫した教育・保育を提供する施設として、仁尾区域、財田区域で既存の幼稚園と保育所を統合し、幼保連携型認定こども園の配置を進めます。

その他の区域では、幼稚園の統合と幼稚園型や幼保連携型などの認定こども園化を進め、老朽施設の解消と規模の適正化を図っていきます。

また、南海トラフ地震の津波浸水区域および高瀬川浸水想定区域であり、老朽化が進む松崎幼稚園は、子どもの安全確保のため、移転が望ましいと考えられます。同じ小学校区にある松崎保育所だけでなく、詫間区域内にある詫間幼稚園も含めて、統合や認定こども園への移行など、あり方を早急に検討していきます。

就学前教育・保育施設の配置のあり方

- ◇ 3～5 歳児の幼児教育を 7 区域で格差なく受け続けられる配置に
- ◇ 0～2 歳児に身近な地域で手厚い保育が行われる配置に
- ◇ 0～5 歳児は可能な限り同一または並立施設で
- ◇ 小学校に上がる際の連続性が保たれる配置に
- ◇ 理念を共有できる民間事業者と協働で教育・保育を推進
- ◇ 仁尾区域、財田区域で、幼保連携型認定こども園を配置
- ◇ 幼稚園の統合と認定こども園化を推進
- ◇ 詫間区域の施設のあり方を検討

第6章 教育・保育の質の向上等の方策

第4章の基本方針をもとに、第5章の施設の規模と配置のあり方もふまえながら、教育・保育の質の向上等の方策を以下の通り定めます。

Ⅰ 地域ぐるみの施設運営の推進

（Ⅰ）前提条件

就学前教育・保育は、保護者や地域住民の関わりなくして成り立ちません。

本市の幼稚園・保育施設では、保育参観や親子給食、祖父母招待、PTA奉仕作業、親子風作り・風上げなど、様々な形で保護者が教育・保育に関っています。

また、子どもたちが地区の文化祭や体育祭、盆踊りに参加したり、介護施設等を訪問したり、消防職員の協力を得て、避難訓練や消防パレードに参加したりするなど、地域住民との交流を深めてきました。

一方、本市を取り巻く豊かな自然環境は、人間も自然の一部であることを感じさせてくれる素晴らしい体験を子どもたちに与えてくれます。日常的な散歩はもちろんのこと、どんぐり拾いやホタル見学、たけのこ掘りをはじめとする農作物の収穫体験など、それぞれの地域特性を生かして、園外（所外）保育を行っています。

（Ⅱ）推進方策

子どもを中心に、保護者、地域の人々、就学前教育・保育施設が支えあい、ともに育ち、学んでいく「地域ぐるみの子育て」を進めます。

就学前教育・保育施設は、日々の教育・保育活動や行事を通して、これまで以上に地域住民との積極的な交流を進めるとともに、地域食材を活用した給食の提供などによる食育の推進、多世代交流の促進、保護者参加の機会づくりに努めます。また、地域住民などの理解を得て、豊かな自然環境を生かした園外（所外）保育をより一層充実させていきます。

一方で、子どもの育ちは、子ども自身の一番身近にいる、保護者の影響を大きく受けます。子どもの育ちを教育・保育施設と保護者で共有し、喜び合うことは、保育や子育ての質を高めることとなります。子どもの健やかな成長のため、就学前教育・保育施設の地域子育て支援機能を充実させ、入園（所）の有無に関わらず、子育てに悩む保護者の相談を受け、その解消を図るとともに、子育ての楽しさや知恵を保護者に伝えることで、家庭の教育・保育力の向上に貢献します。

市内の様々な機関・団体・個人が「地域ぐるみの子育て」に参画しやすいよう、行政が先導し、また、民間の活動にも側面支援することで、地域子育て支援ネットワークづくりを推進します。

2 特に配慮が必要な子どもへの支援の強化

(1) 前提条件

障がいや発育・発達が気になる就学前児童が、適切な療育・発達支援を受け、健やかな発育・発達、心身機能の向上を図れる環境の充実が求められます。

乳幼児健診や医師の診断、臨床心理士の意見等の結果を受け、子どもの年齢や心身の状況に応じて、幼稚園、保育施設、児童発達支援事業所などで療育・発達支援を進めることとなりますが、発達が気になる子どもが増える傾向にある中、専門機関の支援を受けながら、地域の身近な就学前教育・保育施設で、障がいや発育・発達が気になる子どもを受け入れ、充実した教育・保育を推進することが求められます。

また、近年の国際化の進展に伴い、帰国子女や外国人の子どもが本市でも増えているほか、ひとり親家庭や貧困家庭など、様々な家庭環境の子どもも増えています。育った環境の違いや家庭状況に関係なく、質の高い就学前教育・保育を等しく受けられる環境を整備する必要性が高まっています。

(2) 推進方策

保護者の希望により、地域の身近な就学前教育・保育施設で障がいや発育・発達が気になる子どもや外国人の子どもなど、特に配慮が必要な子どもを受け入れ、一人ひとりの心身の状況やその国々の文化、家庭環境に沿ったきめ細かな教育・保育を推進します。

そのためには、教諭・保育士等の療育・発達支援等に関する知識・技術の向上を図ることが不可欠であるため、療育・発達支援の専門機関や保健師等の協力・訪問支援を得ながら、研修等の充実を図るとともに、三豊市発達障害等支援連携会議などを通して関係機関との情報連携を進め、子ども一人ひとりの状況を的確にとらえた個別支援計画を作成し、望ましい支援を行なうよう努めます。

また、市内の各就学前教育・保育施設と子育て世代包括支援センター「なないろ」との連携強化を図り、子ども・子育て支援分野と母子保健分野の関係機関同士の十分な情報共有や支援の連携など、ワンストップ体制の充実に取り組み、必要とするところに支援を運ぶことができる体制の構築と、切れ目のない支援の充実に向けて検討していきます。

さらに、加配職員の配置や専門機関との連携により、外国人の子どもなど様々な家庭環境の子どもが、同じ教室で同じ就学前教育・保育を受けられる環境を整備し、他国の文化や子ども一人ひとりの個性を尊重するなど、多様性を認め合う就学前教育・保育を推進します。

3 子育て支援サービスの充実

(1) 前提条件

本市は、旧7町で培われてきた就学前教育・保育制度の良さを尊重しつつ、早朝や夕方の保育時間の延長、幼稚園での預かり保育の実施、全幼稚園での給食提供など、子育て支援サービスの最高位水準への平準化に努めてきました。

しかし、土曜日の午後保育が民間運営の保育施設のみでしか実施されていない、幼稚園の預かり保育の終了時間が保育所の終了時間より早い、3歳児の預かり保育が一部の幼稚園で実施されていない、幼稚園の長期休業中の預かり保育で給食提供がない、0歳児の受け入れ可能となる月齢が公立は遅いなど、子育て支援サービスの格差が依然存在します。

(2) 推進方策

幼稚園と保育所の制度の違いから生じる子育て支援サービスの格差解消を図るため、可能な区域から、幼稚園、保育所の認定こども園化を進めます。

民間活力の活用については、指定管理者制度を利用した公設民営方式と、民間事業者による保育施設の新規開設の2つの手法から、地域住民の理解のもと、適切な手法を選択していきます。

なお、こうした認定こども園化や民間活力の活用は、検討から実現まで、一定の時間を要するため、毎年度の予算編成の中で、施設ごとに、現在の保育サービスの底上げを検討し、令和2年度から、3歳児預かり保育の全幼稚園での実施や、長期休業中の預かり保育での給食提供を開始するなど、個別の取組みの先行実施に努めます。

また、公立保育所での土曜日の午後保育、0歳児の受け入れ月齢の引き下げについても、区域間における保育サービスの格差解消に向け、検討していきます。



4 食育の推進

(1) 前提条件

本市の就学前教育・保育施設では、各園（所）で創意・工夫しながら、給食で皮つき野菜や歩つき米、粗碎き魚ダシを導入したり、いちご・みかん狩りなどの収穫体験、うどん打ち、餅つきなどの調理体験を行ったり、多様な食育が行われています。また、本市は農林水産業が盛んな地域であり、地域の様々な団体・個人・事業所等が、地域の農家・漁家と連携しながら、食育活動を進めています。

食に対する感謝の気持ちを持ち、適切な量の栄養バランスが良い食事をよく噛んで楽しく食べることは、人間が生きていく上での最も基本的なことですが、大人自身が日々の忙しい生活に追われる中で、つつい当たり前のこととして軽視しがちです。

とりわけ、乳幼児期は、与えられる一食一食が発育・健康面に大きく左右するだけでなく、その後の一生の食習慣の基礎を形成する非常に大切な時期ですが、家庭での食事で十分な栄養を取れていない子どもも増えており、就学前教育・保育施設が提供する給食の重要性が高まっているとも言えます。

家庭を中心に、就学前教育・保育施設、地域子育て支援拠点施設、母子保健部門、さらには食料・食品の生産・販売業界が連携しながら、これまでの食育の取組みを一層継承・発展させていくことが求められます。

(2) 推進方策

家庭、就学前教育・保育施設、農家・漁家や食品製造・販売事業者、地域住民や関係機関が連携して地域ぐるみで食育を推進し、食を通じて子どもたちの心と体をたくましく育てていきます。

給食を提供する就学前教育・保育施設では、子どもたちの成長や健康面を最大限に考慮した給食を提供するのはもちろんのこと、地元産食材や施設で栽培した食材の活用、地元農家等と子どもたちとの交流、献立・調理法・配膳方法の工夫などにより、子どもたちが食に興味を持ち関心を高める教育・保育を一層推進します。

また、令和元年 10 月 1 日からの幼児教育・保育の無償化にあわせて、3～5 歳児の給食費（主食費・副食費）の無償化を実施することで、施設区分や官民間わず、質の高い給食提供に努めます。

本市がこれまで培ってきた食育の意義や成果を踏まえ、就学前教育・保育に携わるすべての職員が食育の重要性を再認識し、官民連携の上、本市ならではの就学前教育・保育の一環としての食育の確立をめざします。

さらに、地域子育て支援拠点施設、母子保健部門など、就学前の子どもに関わる各施設や愛育会、食生活改善推進協議会をはじめとする各団体・ボランティアが連携しながら、朝ごはんの習慣化や、野菜の適量摂取など、食育運動を展開していきます。

第7章 人材の育成・確保の方策

就学前教育・保育は、幼稚園教諭、保育士をはじめ、保育補助、調理、養護、看護、事務・用務など、様々な職種の職員が組織で働くことによって成り立っています。人材の育成・確保の方策を以下の通り定めます。

Ⅰ 計画的な職員の採用と育成

(Ⅰ) 前提条件

就学前教育・保育の職に就くための資格制度は、幼稚園教諭と保育士に分かれており、認定こども園では、幼保連携型認定こども園において、両方の資格基準を満たす「保育教諭」の配置が必要であるなど、要件が細かく規定されています。

幼稚園・保育所等の資格要件

タイプ	資格要件
幼稚園	幼稚園教諭
保育所	保育士
幼保連携型認定こども園	幼稚園教諭・保育士の両方の免許・資格（保育教諭）が必要
幼稚園型認定こども園	3歳未満の担当の場合は保育士資格が必要
保育所型認定こども園	3歳以上の学級の担任は幼稚園教諭免許が必要

※このほか、園長の資格要件がある。

(Ⅱ) 推進方策

公立の就学前教育・保育施設では、施設ごとの児童数、クラス数の長期的な見通しのもと、職員の計画的な採用、育成に努めます。認定こども園への移行も考慮し、保育教諭の確保を図るとともに、民間保育施設の新規開設等により、近隣施設の受入体制を拡充することで、大規模保育所の入所児童の分散を図り、公立保育所の正規保育士の構成比が、現状の2分の1程度から、3分の2以上となることをめざしていきます。

民間保育施設については、保育の実施主体である市が保育を委託しているという関係性をかんがみ、研修等への参加や、施設型給付費等の加算対象となる主任保育士や副主任保育士、職務分野別リーダー等の配置を奨励するなど、職員のキャリアアップを促進し、計画的な育成・確保を働きかけていきます。

2 処遇改善の推進

(1) 前提条件

福祉現場の人材不足解消が国家的課題となり、処遇改善加算制度が平成 24 年度からスタートし、年々拡充され、人材確保につながっています。処遇改善加算制度は民間施設のみを対象としていますが、公立施設も含め、処遇改善の取組みを引き続き進めていくことが求められます。

また、就学前教育・保育の職場では、家庭と仕事の両立を図るため、臨時・非正規などの就労形態も多くなっていますが、正規職員と処遇面で差があることから、様々な就労形態で末永く働き続けることができるよう、給与や待遇面での改善が求められています。

(2) 推進方策

処遇改善による人材確保に向け、公立施設において、会計年度任用職員制度の活用等により、賃金・待遇等の格差是正を図ります。

民間施設については、処遇改善加算をはじめ、処遇改善による人材確保につながる財源の取得を促進していきます。

公立・民間ともに、国が進める「働き方改革」の流れの中で、「同一労働同一賃金」をめざし、就学前教育・保育の現場で勤務する全職員について、職務・役割と賃金との関係が明確なキャリアパスの形成を図っていきます。



3 公立・民間の協働による研修・研究の推進

(1) 前提条件

本市では、平成 22 年度から、保育所職員の研修を目的とした「三豊市就学前教育・保育推進研修事業」を開始し、平成 24 年度からは幼稚園教諭も加わり、現在まで継続されています。

(2) 推進方策

児童福祉法による保育の実施主体は市町村であり、民間保育所は市がその委託をしている、幼稚園（認定こども園）についても市が幼児教育の推進主体である、といった教育・保育行政の基本に立ち、公立・民間の垣根を越えた就学前教育・保育施設職員の研修・研究を推進・充実していきます。

具体的な手法の 1 つとして、三豊市の就学前教育・保育に携わるすべての職員が、三豊保育研究会・三豊市幼稚園研究会が平成 25 年に作成した「三豊子育ての道しるべ “ななつのたから”」を手がかりとして、これまで三豊市で培われてきた就学前教育・保育を学ぶことで、公立・民間や施設形態、経験年数を問わず、教育・保育をより良いものにするための情報や意見の交換、意識の共有を図り、令和の時代に、三豊らしい就学前教育・保育を継承・発展させていくための新しい“ななつのたから”の作成・推進をめざします。

また、三豊市ならではの就学前教育・保育を確立するため、本市の子どもたちに関わるすべての大人が、基本方針である「子ども自身にとって最善の教育・保育を推進する」ことを常に念頭におき、官民連携の上、教育・保育の質の向上のための体制を強化し、推進していきます。



参考資料

三豊市就学前教育・保育検討委員会設置条例

（設置）

第1条 三豊市における就学前教育及び保育のあり方等について調査研究するため、三豊市就学前教育・保育検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を処理する。

- （1） 就学前教育及び保育に関する計画を策定すること。
- （2） その他検討委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 検討委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- （1） 学識経験を有する者
- （2） 保育所長の代表
- （3） 幼稚園長の代表
- （4） 小学校長の代表
- （5） 私立保育施設運営者の代表
- （6） 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- （7） 保育所の保護者の代表
- （8） 幼稚園の保護者の代表
- （9） 主任児童委員の代表
- （10） 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

（任期）

第4条 委員の任期は、第2条の所掌事務を完了するまでとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開する。ただし、必要に応じ、検討委員会の決定により議

事を非公開とすることができる。

5 検討委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（報酬及び費用弁償）

第7条 検討委員会の委員の報酬及び費用弁償は、三豊市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年三豊市条例第55号）の規定による。

（庶務）

第8条 検討委員会の庶務は、健康福祉部保育幼稚園課において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。（以下、略）

三豊市就学前教育・保育検討委員会委員名簿

	区 分	氏 名	所 属 等	備 考
1	学識経験者	松井 剛太	香川大学教育学部准教授	委員長
2		常田 美穂	香川子ども子育て研究所 (NPO 法人わははネット)	副委員長
3		則久 郁代	三豊市教育委員 (～令和2年2月28日)	
4		佐久良 恵都子	香川県教育センター 幼児教育スーパーバイザー	
5	保育所長の代表	島田 雅子	三豊保育研究会会長 (山本保育所長)	
6	幼稚園長の代表	石川 眞弓	三豊市幼稚園長会会長 (吉津幼稚園長)	
7	小学校長の代表	安藤 紳一	三豊市立小中学校長会会長 (勝間小学校長)	
8	私立保育施設運営者の代表	友枝 洋規	社会福祉法人花みずき福祉会理事長 (めみか保育園・小規模保育園つばみ)	
9		田井 清	NPO 法人チャイルドハウスみとよ理事長 (小規模保育園ひまわり)	
10	子ども・子育て支援事業に従事する者	藤井 香織	NPO 法人すくすく理事長	
11	保育所保護者の代表	吉田 麻有実	須田保育所保護者会会長	
12		平尾 太一	高瀬南部保育所保護者会会長	
13	幼稚園保護者の代表	平尾 俊文	麻幼稚園 PTA 会長	
14		三木 緑	豊中幼稚園 PTA 会長	
15	主任児童委員の代表	田尾 和人	三豊市民生委員児童委員協議会連合会 主任児童委員代表	

三豊市就学前教育・保育総合計画
～子どものあゆみを支える～
(愛・夢・未来)

【発行】三豊市 【編集】三豊市健康福祉部保育幼稚園課
〒767-8585 香川県三豊市高瀬町下勝間 2373 番地 I
Tel 0875-73-3036 Fax 0875-73-3023
Eメール hoiku@city.mitoyo.lg.jp



三豐市